

大和市告示第173号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第3項の規定により、地域包括支援センターを次のとおり設置した。

平成25年10月3日

大和市長 大 木 哲

名称	所在地	設置者の名称	設置した日
中央林間地域包括支援センター	大和市下鶴間1598番地1 LAPLA中央林間2F	社会福祉法人 プレマ会	平成25年 10月1日
南林間地域包括支援センター	大和市南林間一丁目4番18 号ジュネス南林間2-1号室	社会福祉法人 大和清風会	平成25年 10月1日